

蒲郡市監査公表第 3 号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和4年2月10日

蒲郡市監査委員	永	川	貴	士
同	小	林	憲	三
同	稲	吉	郭	哲

(様式)

措置の通知書 (消防本部)

監査期間 令和3年10月19日から  
令和3年11月25日まで

令和3年度蒲監第70号関係分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p data-bbox="260 533 485 568">〔 改善事項 〕</p> <p data-bbox="260 589 834 786">1 物品購入において、10万円以上の契約にもかかわらず、請書が徴されていないものが見受けられたので、会計事務の手引に基づき改善されたい。</p> <p data-bbox="260 864 834 1061">2 歳入調定決議において、納期限の誤りのものが見受けられたので、予算決算会計規則及び会計事務の手引に基づき適正な事務処理に努められたい。</p>	<p data-bbox="869 589 1449 786">1 物品購入においては、会計事務の手引に基づき、10万円以上の契約については請書を徴することを徹底することとした。</p> <p data-bbox="869 864 1449 1061">2 納期限の誤りですが、今後は領収が発生した日以降、翌営業日までに指定金融機関に納付することを取扱い職員に指導し、周知徹底することとした。</p>